

○登別市交通安全条例

平成11年12月28日

条例第21号

改正 平成28年3月25日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、登別市(以下「市」という。)における交通安全の確保に関する基本理念と交通事故の防止に関する施策の基本を定め、安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

2 交通安全は、人命の尊重を基本に、市民一人一人が法令を遵守するとともに、自主的に交通道徳を高めることにより、確保されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の交通安全意識の高揚と自主的な交通安全活動を確保するため、総合的な交通安全対策の実施に努めなければならない。

2 市は、交通事故の防止に関する施策を推進するに当たっては、警察署その他の必要な関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、交通事故による被害者を救済するため、市民交通傷害保障制度の普及に努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者に対し、交通安全に関する広報その他の啓発活動を行うとともに、必要な情報を提供しなければならない。

5 市は、交通安全に係る施設及び設備の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するよう努めなければならない。

(平28条例20・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その使用する車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8項に規定する車両をいう。以下同じ。)の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し交通安全教育等の実施に努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通安全対策等に協力するよう努めなければならない。

(平28条例20・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、自主的に交通安全に関する理解を深めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全対策等に協力する等、交通安全の確保に努めなければならない。

(平28条例20・一部改正)

(車両の運転者の責務)

第6条 車両を運転する者は、法令を遵守し、歩行者に危害を及ぼさないよう、車両の安全な運転に努めなければならない。

(平28条例20・全改)

(歩行者の責務)

第7条 歩行者は、道路を通行するにあたり、法令を遵守するとともに、自ら安全の確保に努めなければならない。

(平28条例20・全改)

(交通安全教育の推進)

第8条 市は、交通安全に関する知識の普及及び交通安全意識の高揚を図るため、年齢層、地域の実情等に応じた交通安全教育を行うものとする。

(飲酒運転の根絶)

第9条 市は、飲酒運転の根絶に関する普及啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に向けた規範意識が確立されるよう努めるものとする。

2 市民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、飲酒運転をしない、させないよう自ら実践するものとする。

3 酒類を提供する飲食店及び酒類を販売する者は、飲酒運転の根絶のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平28条例20・追加)

(シートベルト等の適正使用)

第10条 自動車を運転する者は、シートベルト(道路交通法第71条の3第1項に規定する座席ベルトをいう。以下この項において同じ。)を正しく装着するとともに、助手席等の同乗者に対しシートベルトを正しく装着させ、又はチャイルドシート(同条第3項に規定する幼児用補助装置をいう。)を正しく使用させなければならない。

(平28条例20・追加)

(携帯電話等の使用の禁止)

第11条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転する者は、自動車等の運転中における緊急やむを得ない場合を除き、携帯電話等を通話のために使用し、及び画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない。

(平28条例20・追加)

(高齢者、障がい者、児童及び幼児の交通事故防止の推進)

第12条 市は、高齢者、障がい者、児童及び幼児の交通事故を防止するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市民は、高齢者、障がい者、児童及び幼児が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

(平28条例20・追加)

(自転車安全利用の推進)

第13条 市は、自転車の安全な利用の推進を図るため、必要な施策を推進するものとする。

2 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守し、歩行者に危害を及ぼさないようにするとともに自ら交通事故を起こさないよう、安全な利用に努めなければならない。

(平28条例20・追加)

(交通死亡事故等発生時の措置)

第14条 市は、交通死亡事故が発生し、又は特定の地域において交通事故が多発した場合は、交通事故の再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例20・追加)

(登別市交通安全対策会議の設置等)

第15条 市は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定により、登別市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

2 対策会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 登別市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(平28条例20・追加)

(対策会議の会長及び委員)

第16条 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、対策会議を代表する。

- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員
 - (2) 北海道知事の部内の職員
 - (3) 北海道警察札幌方面本部室蘭警察署の警察官
 - (4) 市長部局内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) その他市長が必要と認めた者
- 6 委員の定数は、15名以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平28条例20・追加)

(交通安全指導員の設置)

第17条 市長は、交通道德の高揚と正しい交通安全の実践思想を普及させるため、交通安全指導員を置くものとする。

(平28条例20・追加)

(交通安全団体に対する支援)

第18条 市は、地域における交通事故の防止活動その他交通安全の確保に関する活動を行う団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(平28条例20・追加)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例20・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。